

森林・林業基本計画の推進を求める意見書

森林は、食料や水、木材、エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

また、我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用を確立させ、森林の公益的機能の維持・増進を図るとともに、林業・木材関連産業を振興させることが重要な課題である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況にある。

こうした中、新たな森林・林業基本計画が平成28年5月24日に閣議決定されたが、この間講じられてきた路網整備、施業集約化、国産材の安定供給体制の構築等の一層の推進はもとより、主伐後の確実な再造林、国産材需要拡大等の施策の確立が重要となっている。

よって、国においては、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業施策の推進や予算の確保について、具体的進展を図るため、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 1 森林・林業基本計画に掲げる施策の推進に向け、予算の確保を図ること。
- 2 森林資源の循環利用確立に向け、国の責務として確実な再造林を図るため、鳥獣害対策も含めた公的補助の拡充を図ること。
- 3 林地の集約化、森林経営計画策定の促進に向け、市町村への林務担当職員の配置、人材育成に向けた国の支援策を講じるとともに、国の職員による技術的な支援を行うこと。
- 4 地域材の安定供給体制の確立に向け、原木のとりまとめは、流域単位の川上から川下等の関係者及び官民連携による協議会方式を基本とし、安定供給、需給調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。
また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させること。
- 5 山村振興法の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注できる発注方式に変更すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月16日

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
総務大臣	高松早苗様
文部科学大臣	塩野博一様
厚生労働大臣	山崎恭久様
農林水産大臣	山本有二様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井一啓様
林野庁長官	今井敏一様

いわき市議会議長 菅波 健